

「東京都保育計画(平成22～26年度)」(案)の概要

1 はじめに

◆ 計画策定の趣旨

- これまでの待機児童解消に向けた取組をさらに加速させるとともに、今後の保育所制度改正を視野に入れ、都の子育て支援施策の方向性を定めていきます。

◆ 計画の内容及び期間

- この計画は、児童福祉法に基づく「保育計画」であり、「次世代育成支援東京都行動計画(後期計画)」に包含されるものです。
- 計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間です。
- 平成22年度から平成24年度までの3年間については、「少子化打破」緊急対策事業の実施期間にもなっています。

計画の3つの理念

- 1 保育を必要とする人への保育サービスを質・量ともに拡充する
- 2 多様なニーズに対応した都市型保育サービスの充実を図る
- 3 すべての子育て家庭に対し、必要なサービスを提供する

2 東京の保育をめぐる状況

◆ 東京の子育て家庭の状況

- 母親の就業率は増加傾向にあり、現在働いていない人の就労希望も多く、保育サービスの利用意向は潜在的ニーズも含めると、就学前児童のいる家庭の44%となっています。

◆ 保育サービスの現状

- 都では、0歳児の15%、3歳未満児の26%、就学前児童全体では31%が保育サービスを利用しています。

- 主な保育サービスの利用状況は、次のとおりです(平成21年4月現在)。

・認可保育所	167,938人
・認証保育所	13,428人
・認定こども園	960人
・家庭福祉員	1,252人
・保育室	1,350人
・区市町村単独施策	547人
合 計	185,475人

◆ 保育サービスの実施内容

- 勤務形態が多様化した大都市東京では、延長保育や零歳児保育のニーズが高いものの、認可保育所における実施状況は、まだ十分ではありません。
- 休日保育や病児・病後児保育などを実施している保育所も、全体の1割未満です。

◆ 待機児童の状況

- 都内の待機児童数は、平成21年4月現在7,939人で、そのうち0～2歳の低年齢児が9割以上を占めています。

3 都がめざす保育サービス

◆ 基本的な考え方

- 都は、子供の豊かな育ちを支える視点を持ちつつ、今後益々増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していきます。
- 保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡大していきます。

◆ 施策の方向性

ア 保育サービスの量的拡充

待機児童の解消に向けて、潜在的ニーズ量を踏まえ、保育サービスの供給量を大幅に拡充していきます。

イ 都市型保育ニーズへの対応

延長保育、零歳児保育など、都市型保育ニーズに添えていくとともに、休日・夜間保育、病児・病後児保育など多様なサービスの供給に努めていきます。

パートタイム労働者向けの新たなサービス(定期利用保育(仮称))を創設します。

ウ 保育サービスの質の向上

事業者に対する指導検査・監督のほか、認証保育所施設長研修、家庭福祉員研修、認可外保育施設職員研修などの研修も継続実施します。

保育士有資格者の再就業を支援し、サービスの担い手の確保にも取り組みます。

エ 地域における子育て支援

保育所や子育てひろば等を地域の子育て支援拠点とし、地域の子育て力向上への取組を支援します。

4 事業計画

事業計画	現状(21年度)	26年度目標
保育サービス利用児童数 (※今後5年間で35,000人増)	185,475人	228,500人
延長保育 (うち、2時間以上延長)	全保育所の8割 (うち、1.8割)	全保育所で実施 (うち、3割で実施)
夜間保育等(午後10時まで開所する保育所等)	54か所	64か所
休日保育	52か所	100か所
病児・病後児保育	93か所	140か所
一時預かり	30万人	40万人
定期利用保育(仮称)	—	40万人
学童クラブ登録児童数 (※今後5年間で20,000人増)	84,032人	104,000人
子供家庭支援センター(乳児家庭全戸訪問事業)	48区市町村	62区市町村
子供家庭支援センター(養育支援訪問事業)	48区市町村	62区市町村
子育てひろば	686か所	879か所
センター型子育てひろば	29区市	49区市
ショートステイ	41区市町	62区市町村
ファミリー・サポート・センター提供会員数	11,574人	13,500人

(注) 延長保育、一時預かりの現状は、20年度実績

5 次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

◆ 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討状況

- 国では、次世代育成支援のための新たな制度設計について検討が行われています。新たな保育の仕組みについては、以下のような提言がされています。
 - ①区市町村が保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭・虐待等）の要否を認定
 - ②例外ない保育保障
 - ③区市町村の実施責務
 - ④利用者が保育所と公的保育契約を締結
 - ⑤客観的基準による事業者参入（指定制）

◆ 地方分権改革推進計画に基づく規制緩和

- 平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、保育所の設置・運営基準を都道府県が制定する条例に委任するとともに、面積基準については、東京等の一部の地域について待機児童解消までの一時的措置として、基準緩和を認める方針が示されました。

◆ 今後の国への提案要求

- 保育ニーズの増大に対応するためには、現行の保育所制度を多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す利用者本位の新たな仕組みへと改め、質・量ともにサービスを拡充していく必要があります。
- 引き続き、「保育所制度の抜本的改革」の早期実現を国に働きかけるとともに、本計画の着実な実施により、都の子育て支援施策のさらなる充実を図っていきます。